

独立監査人の監査報告書

学校法人鳥取家政学園
理事長野田修殿

作成日 平成30年5月17日

事務所所在地 倉吉市駄経寺町2丁目15-1
事務所名 廣田和幸 公認会計士事務所
公認会計士 
電 話 (0858) 22-6134

私は、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査を行うため、昭和55年3月28日付け鳥取県告示第272号に基づき、学校法人鳥取家政学園の平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の計算書類、すなわち、資金収支計算書（人件費支出内訳表、活動区分資金収支計算書を含む。）、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び、基本金明細表を含む。）について監査を行った。この計算書類の作成責任は理事者にあり、私の責任は独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めており、監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することを含んでいる。私は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私は、上記の計算書類が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して、学校法人鳥取家政学園の平成30年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

学校法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

平成30年5月16日

学校法人鳥取家政学園

理事長 野田修様

学校法人鳥取家政学園

監事 尾崎弘志

監事 米田由起枝



当職ら監事は、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人鳥取家政学園寄附行為第14条の定めに従い、学校法人鳥取家政学園の平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の学校法人の業務又は財産の状況について監査を行った。

1. 監査方法

監事は、監査にあたり理事会及び評議員会に出席するほか、理事から事業報告を受け重要書類を閲覧するとともに業務及び財産状況を調査し、さらには会計監査人（廣田和幸公認会計士）と連携して計算書類を検討した。

2. 監査の結果

学校法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認める。

3. 監事からの意見

(1) 具体的な中期ビジョンの策定までには至っていない。特に運営面での具体的な策定をお願いしていたにもかかわらず進捗度が低いと感じる。については、学長を中心に平成30年度内に対応をお願いしたい。

(2) 経営面においては、大規模事業も無事に終盤を迎えたが、多額の借入金を計上する状況であることから、適正な会計処理はもちろんのこと、予算の補正などの速やかな対応、当該年度の予算管理の徹底、経常経費の節約意識向上などを今まで以上に行っていただきたい。

(3) 生徒募集について、定員充足率が100%に近づくよう戦略的な構想を打ち出し、学校長自ら生徒募集に積極的に当たっていただきたい。

以上